

国連CEFACT 入門

United Nations Centre
for Trade Facilitation and Electronic Business

貿易円滑化と電子ビジネスのための
国連センター

改訂版

本書は一般財団法人 貿易・産業協力振興財団の助成金を受けて刊行されました

国連CEFACT

United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business

貿易円滑化と 電子ビジネスのための国連センター

1 国連CEFACTとは

国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)は、国連地域経済委員会の一つである、国連欧州経済委員会(UNECE)通商委員会の下部機関に位置しています。国連欧州経済委員会は、経済、貿易、開発を扱う上部機関である国連経済社会理事会(ECOSOC)の下にあり、各国の政府と専門家レベルで緊密な連携を有しています。



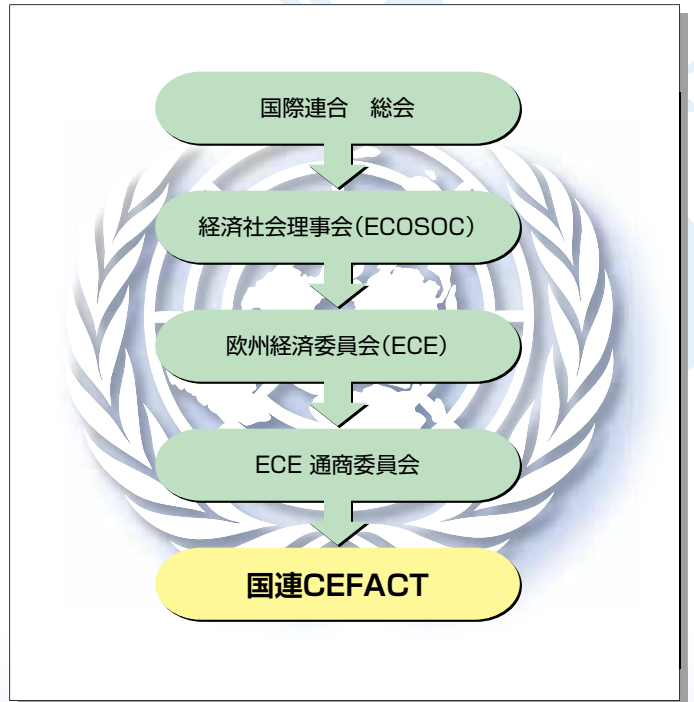
国連欧州本部ジュネーブ

国連CEFACTには、国連加盟国、政府間機関、分野別・業界別の機関・組織・団体等からの参加が可能であり、国連CEFACTは、勧告および国際標準の作成に関し、関係各機関・組織等が積極的に貢献することを奨励かつ要請しています。

国連CEFACTは多くの国際的な民間団体や、貿易の円滑化やサプライチェーンなどの各活動領域へのボランティア・ベースによる民間の技術専門家が参加するといったユニークな特徴を持っており、民間ビジネスの組織・団体と公共機関との間の新たな協調的関係を形成しています。

国連CEFACTの使命は、「先進国、途上国、また移行経済圏における、ビジネス、貿易、行政の各組織・機関の機能・能力改善を進めるため、製品や関連サービスのやりとりを効果的に行えるようにし、世界の商取引の成長に貢献すること。」とされ、また、その焦点を「手続および情報の流れの簡素化、統一化を通じて、国際取引の世界的な簡素化を行うこと。」に置いています。

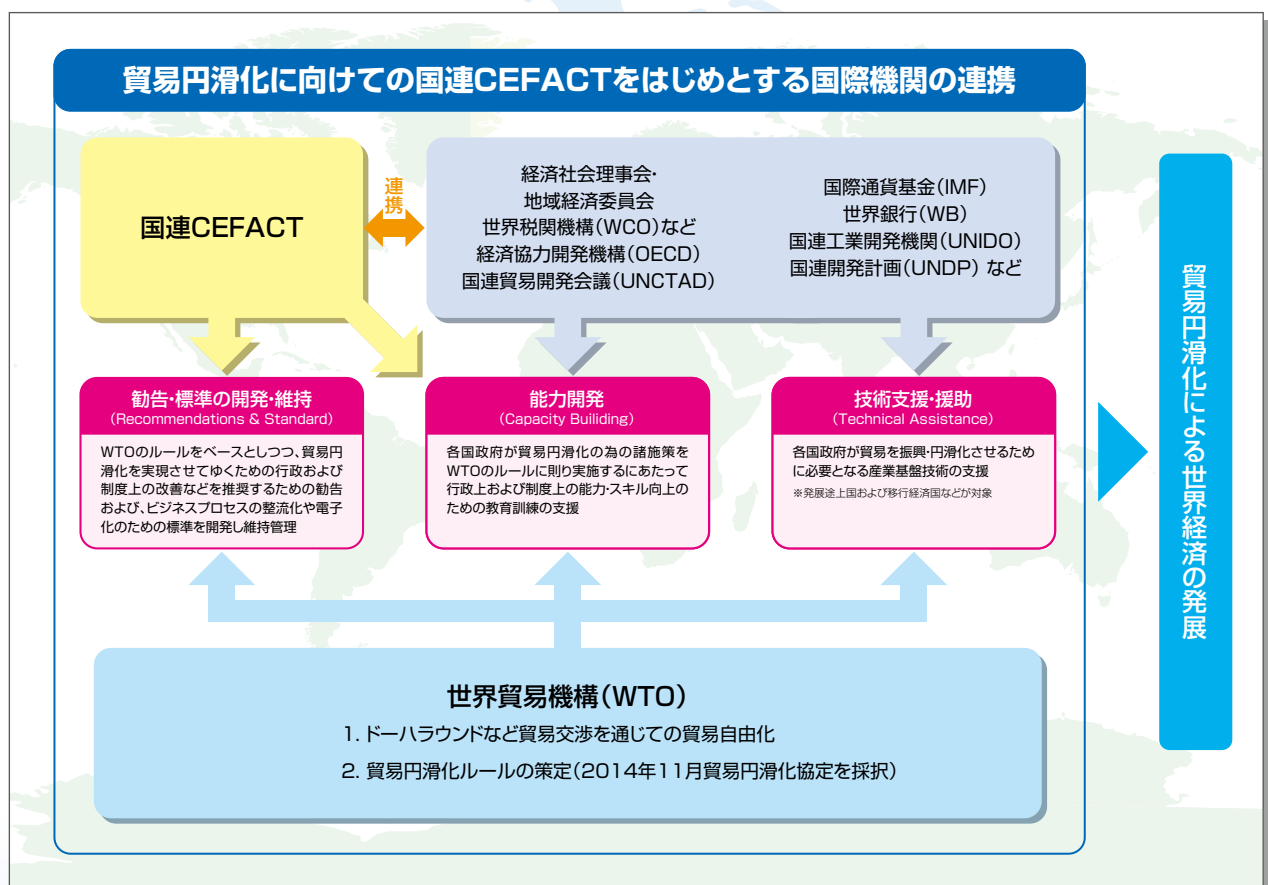
1999年には、国連CEFACTの新ビジョンとして「グローバルな商取引のための、簡素で



透明かつ効果的なプロセス (Simple, transparent and effective processes for global commerce)」を公表しました。その活動の重点は、国際貿易および国内取引に関わるビジネスプロセス、業務手続・手順、あるいは取引情報のフローを極力、簡素で整流化されたものにし、国際貿易および国内取引の円滑化を実現するとともに、国際的な商業活動の持続的発展を図ることに置かれています。

国連CEFACTはこの重点課題の実現のため、これまで国際的な商業取引におけるビジネスプロセス、業務手続・手順、および取引処理にわたる改善を進めてきました。

こうした改善を進めるにあたっては、世界貿易機関 (WTO)、世界税関機構 (WCO)、経済協力開発機構 (OECD)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国際商工会議所 (ICC)、世界銀行 (WB) などと、より緊密な連携に努めています。





UNITED NATIONS

2 国連CEFACTの活動の歴史

第2次大戦後間もなく、北欧諸国では、激増する国際貿易と物流の迅速化に対処するため、輸出入業者から税関に提出される各種書類を統一するための貿易書式標準化運動が起こりました。



国連ヨーロッパ本部ジュネーブ

この標準化に向けた取り組みは、税関のみならず、他の官庁や民間関係業者にも有益なものとして、1957年には国連欧州経済委員会(UNECE)が採り上げるところとなり、その後、貿易手続簡易化作業部会(国連CEFACTの前身)が設置され、その作業を開始することになりました。

その結果、1963年には、すべての貿易関係各種書式は原則としてISOのA4サイズを縦型に使用すべきであるとし、各種貿易書式の基準としてのUNECEレイアウトキー(後に、UNレイアウトキーと改称、国連CEFACT勧告第1号となる)を作成の上、関係方面に勧告を出すに至りました。

この貿易書式の基準が世界的に受け入れられたことが、電子データへの交換のための標準化の第一歩となりました。1987年には、行政、商業、輸送のための電子データ交換に関する国連規則UN/EDIFACT(Electronic data interchange for administration, commerce and transport)が承認されました。現在、さらに複数の異なるデータ交換基準や共通のデータ交換言語の開発作業が進められています。

1. 第一期 (1950年代～1980年代中期)

タイプライター時代の事務効率化から貿易書式の統一と記入項目の簡素化

2. 第二期 (1980年代後期～1990年代後期)

IBM社の大型コンピューターといった電算機の普及をベースに、専用回線やVANを利用した在来型EDIの世界標準としてのEDIFACTの普及促進活動

3. 第三期 (2000年初頭～現在)

インターネットを基盤とするXML(拡張マークアップ言語)を使った次世代EDI標準のebXMLの開発と普及促進活動

2.1 EDIとUN/EDIFACT

EDIとは Electronic Data Interchange(電子データ交換)の略で、従来の紙をベースとした取引・手続きなどをコンピュータと通信回線を利用して行おうとするものです。ビジネスサイクルの迅速化に伴う在庫量の減少や、データ処理による発・受信者側での手間や入力ミスの大幅な削減と共に、データの即時、多目的利用が可能となります。しかし、このEDIを実施・実現するためには、データ項目、コード、伝送フォーマットといった、いわゆる通信プロトコルといわれる部分の標準化が重要な課題となります。

UN/EDIFACTは、このEDIを実現するための通信プロトコルとして位置付けられ、一連の規則集とガイドラインで構成されISO9735として規格化されています。

2.2 XML/EDI - 電子ビジネスXML (ebXML)

21世紀に入り爆発的に加速した世界のインターネットユーザー数は、2014年には29億人を超えています(ITU-国際電気通信連合調べ)。その驚異的な普及と経済性によって、インターネットを基盤とする情報通信技術が、企業規模に関係なく、且つ、地理的な制約を超えた産業横断的な電子商取引のインフラを形成しつつあります。これは言い換えますと、UN/EDIFACTなど従来のEDIの恩恵にあずかる事が出来なかった中小企業にとっても、XML/EDI技術により、いつでも、どこに居てもネットワークや情報端末につながるにより、様々なサービスが受けられるユビキタス社会への強いニーズを生み出したと言えます。

その一方で、上述のインターネット関係の技術革新の急進性と多様性は、従来のEDIを支えていたパラダイムを覆した結果、従来のEDIの黎明期と同様に国際間、産業界を横断する相互運用性やデータの互換性といった問題を再び顕在化させ、新しい標準の確立の必要性を生み出しました。

こうした問題の解決手段として国連CEFACTは、ITベンダーのコンソーシアムであるOASIS(構造化情報標準促進団体)との共同開発を行い、2001年5月にebXMLの標準技術仕様を公開しました。

ebXMLのビジョンは、グローバルな電子商取引市場の実現にあります。そのために、オープンな技術標準を特定のITベンダーの技術に依存することなく開発、公開し、あらゆるコンピュータ言語の開発基盤上で実装でき、より安価で簡単なソリューションを大企業のみならず、中小企業にも提供できることを目指しています。



3 国連CEFACTの運営

国連CEFACTは、世界各国の政府機関および民間の関係者の期待に応えて、組織活動を再活性化し、よりタイムリーにその成果物を提供するため、平成23年7月の第17回総会で組織改革を行ない、現在に至っています。

3.1 総会

新組織の最高意思決定機関は総会です。規約で年1回の開催が義務付けられており、その間に早急な機関決定を必要とする場合は、「総会間承認手続き」と呼ばれる手続きに従って、各国代表団長に承認を求める事が出来ます。全ての国連加盟国は国連CEFACTに参加し、総会に出席することができ、1国1票の権利を平等に持っています。2015年1月現在40ヶ国が正式に参加しています。上記以外に、国際機関、および国連経済社会理事会が認定したNGOも参加出来ますが、投票権はありません。国際機関から世界貿易機関(WTO)、世界税関機構(WCO)、国際海事機関(IMO)、国際標準機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)、国際電気通信連合(ITU)などが参加しています。総会の議決は全会一致が原則ですが、それが成立しない場合は、メンバー登録済国の過半数を定足数として、その過半数の得票によって議決を行う事が出来ます。

3.2 ビューロ

総会が決議した規約および活動計画の下で、日常の組織運営の統括を行うのがビューロと呼ばれる機関です(概ね役員会に相当します)。ビューロは総会議長と最低4名(2015年1月現在6名)の副議長で構成されています。毎年、春と秋に開催するフォーラム(全体会議:下記3.6参照)はビューロが主宰します。下記3.3の企画開発分野や各種プロジェクトを横断して支援する事が必要な業務は、ビューロ直属のビューロプログラム支援(BPS:下記3.5参照)と称する分野が設けられ、ビューロは専門家の支援を受けてその運営を行っています。

3.3 フォーラム

国連CEFACTは、年に2回春と秋にフォーラムを開催しています。フォーラムでは、活動に参加する専門家が一堂に会し、企画開発分野、プロジェクト、あるいはビューロプログラム支援に参加している他の専門家と活動方針や課題解決について議論を交わし、かつ、活動分野やドメインを超えて他の専門家と意見を交換することが出来ます。



第15回フォーラム(於:札幌市)

3.4 企画開発分野 (PDA: Program Development Area)

活動の中心となる各プロジェクト活動は、企画開発分野(PDA)と称する単位に整理されています。ビューロは企画開発分野の担当責任者として副議長を1～2名任命します。平成23年7月の総会で承認されたPDAは下記の5つですが、今後変更されることもあります(図3.1参照)。

■国際貿易手続

このPDAは、世界各国の政府で採用されているシングルウィンドウを推奨し、勧告33号～35号を開発したグループで、現在、シングルウィンドウの相互運用性の確立を目指す勧告の開発を進めるとともに、世界貿易機構(WTO)が2014年11月に採択した協定に基づく「貿易円滑化委員会」等に関連して、勧告第4号「各国貿易円滑化機関」の改訂作業を進めています。

■サプライチェーン

このPDAは、サプライチェーン管理領域の活動が中心です。この領域で開発された業際インボイスは、EUによって加盟28ヶ国で利用する標準モデルに採用されています。最近では貿易金融(トレードファイナンス)に関わるプロジェクトも発足しています。

■行政

このPDAは、世界各国において電子政府の実現を促すための活動を展開するために設定されました。これまでの活動の成果物では、日本が中心となって開発を進めた電子入札のための技術標準が第一に挙げられます。

■産業分野特化

このPDAは、上記3つのPDAではカバー出来ない農林水産業の領域、観光・旅行業の領域、エネルギーの領域など、貿易関係取引と直接結びつかない分野のビジネスの電子化を推進しています。最近では、食の安心・安全に対する行政及び消費者のニーズの高まりを背景に、関係業者間における生産と流通の管理情報の電子化、また鮮魚に関わるtraceability確立のための電子化など各種プロジェクトが進行しています。また、旅行・観光の領域では、日本が主導する「小規模宿泊施設情報プロジェクト」が進行しています。

■手法および技術

上記4つのPDAがビジネスプロセスの電子化によって円滑化と効率化を進めているに対して、この手法および技術PDAは、上記4つのPDAが進める新規勧告やビジネス標準を構築する土台となる手法および基礎技術の開発を行います。これら技法や基礎技術は外部の組織・機関および企業などへも無償で公開されています。



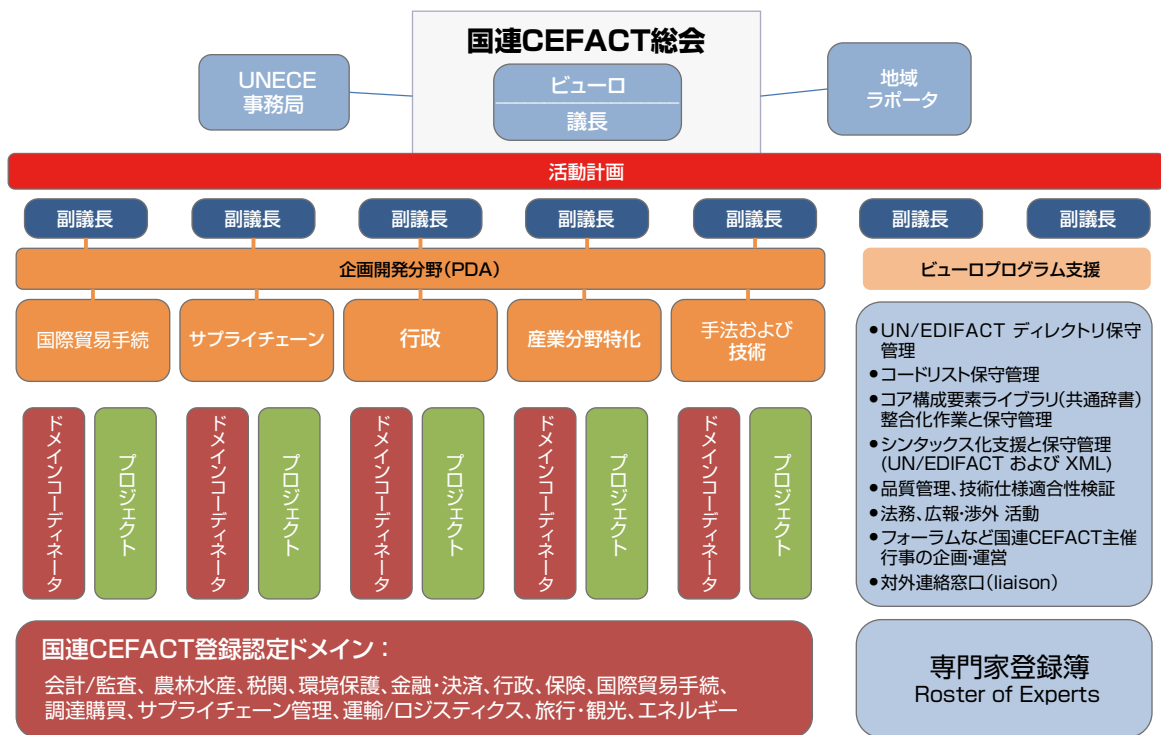
3.5 プロジェクトおよび活動領域

各国から国連CEFACT活動に参加する専門家は、貿易円滑化のための勧告、および電子ビジネスのための業務・技術標準を開発するプロジェクトを推進する事で国連CEFACT活動の中心的な役割を担っております。

それぞれのプロジェクトは、下記図3.1に示した13領域の「登録認定ドメイン」の何れかに属し、それぞれのドメインにはドメインコーディネータがビューロによって任命されます。

1つのドメインは、必ず特定のPDA(企画開発分野)に属するものの、プロジェクトの目的や内容に応じて、複数のPDAに参画できることになっています。こうした横断的な対応によって、活動の柔軟性を確保しつつ、プロジェクト開発の迅速化を図ることとしています。

図3.1



3.6 ビューロプログラム支援

前述5つの企画開発領域の活動を円滑に進めていくためには、技法および技術PDAが開発した技術標準を、ビジネス標準の開発プロジェクトで実装して活用していかねばなりません。また、勧告や標準の普及啓蒙活動や他の標準化機関や国際機関との協議、協調も進めていかねばなりません。そのため、新組織では「ビューロプログラム支援」と称する領域が設定され、下記の業務を参加専門家に委ねることになっています。

■コア構成要素ライブラリ(共通辞書)の維持管理

国連CEFACT内部のプロジェクト、および外部組織から提出された、共通辞書への追加エントリーの要請をチェックし、技術標準との適合性や重複登録の有無のチェックなどを行います。作業の成果は、毎年2回、前期版と後期版が公開されます(例、2014年後期版はD.14B と略称されます)。

■UN/EDIFACT ディレクトリとコードリストの維持管理

UN/EDIFACTを実際に使っている全世界の利用者からは、毎年、業務要件や外部環境の変化などにより、使用できるデータ項目の追加、使用するコード番号の追加などの保守要請(DMRと略称します)が提出されます。これらDMRをチェックし、UN/EDIFACTの規約等との適合性、およびルール解釈の誤解の有無などのチェックを行います。作業の成果は、毎年2回、前期版と後期版が公開されています。

■XMLスキーマライブラリの生成と維持管理

ebXMLで総称されるXML(拡張マークアップ言語)によるEDIは、新規に公開されたビジネス標準と共通の技術標準に適合するXMLスキーマと呼ばれるXMLを使うEDIメッセージの構造定義により、どの位置にどのデータ項目を置き、入力可能なデータの型(例、文字型や数値型)と値の範囲などを規定しないと実運用が出来ません。

ビジネス標準を公開することをビューロが承認次第、その標準で利用を指定したXMLのEDIメッセージのそれぞれにXMLスキーマを生成し、ライブラリに追加登録を行い公開しています。

■技術およびビジネス標準の仕様適合性検証

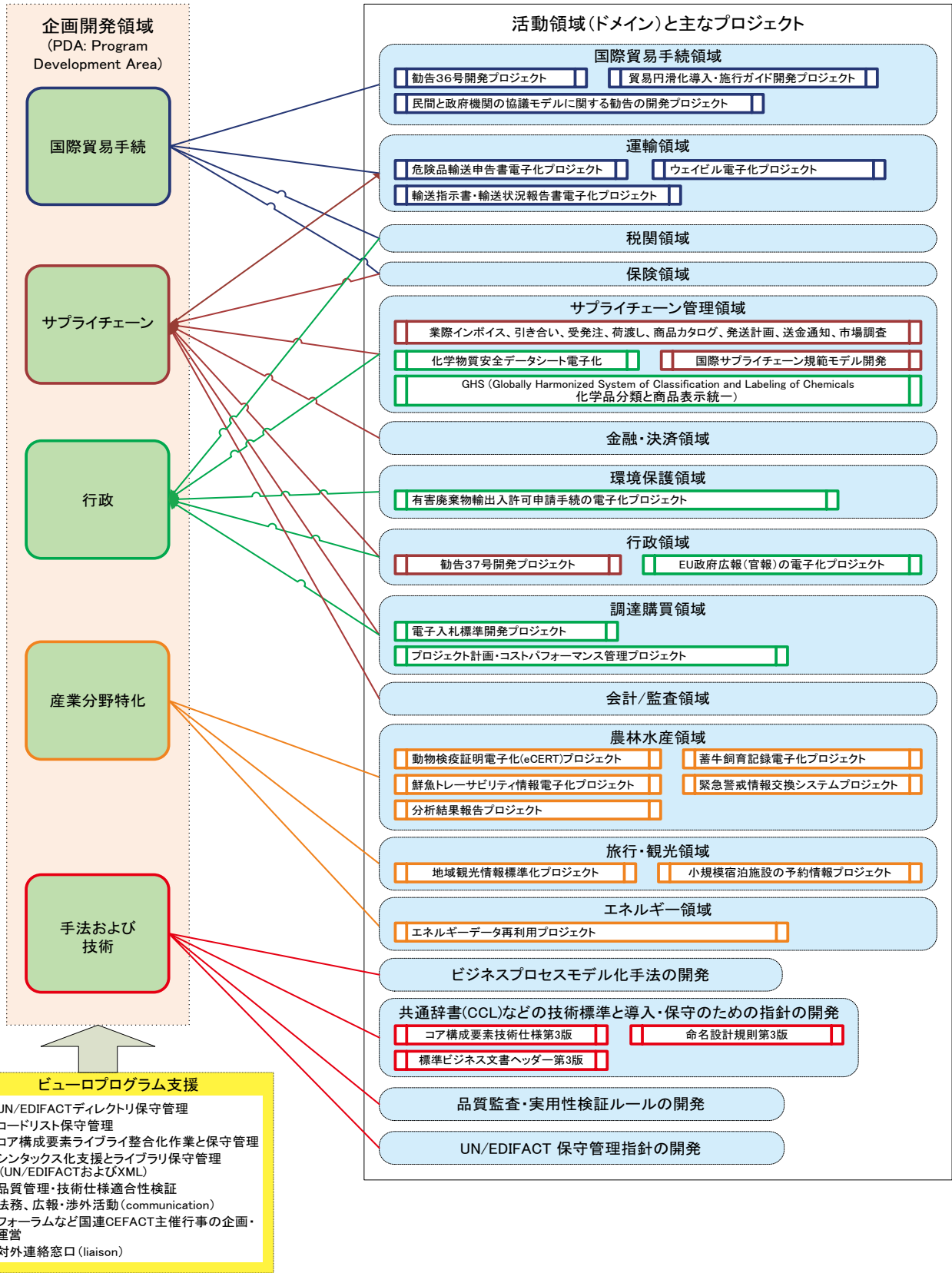
新たな標準、上記共通辞書、UN/EDIFACTディレクトリ、およびXMLスキーマライブラリは公開に先立ち、適合性検証が行われ国際標準としての品質を維持しています。

■広報、渉外活動、外部組織との連絡窓口

■フォーラムなどの会議の企画と運営



図3.2 活動計画 (Program of Works)に基づくネットワーク型のフレキシブルな活動



3.7 専門家登録簿

企画開発分野、プロジェクト、あるいはビューロプログラム支援の活動を進めて行くうえで必要となる専門家は、全て専門家登録簿(Roster of Experts)と称するデータベースに登録された上で集中的に管理されます。その上で、専門家の専門性や参加目的に照らし合わせ、有効で効率的な人材の活用を図ることとなっています。

これら専門家の活動は、国連のルールの下で、ボランティアが原則となっています。

日本から活動に参加する専門家の方々の受付は、JASTPROが行い、国連CEFACT標準促進委員会で審査した上で、UNECEに登録を申請することとなります。

3.8 地域ラポータ

国連CEFACTは、アジア太平洋地域とアフリカ地域における国連CEFACT活動を強化するため、それぞれの地域にラポータと称するポストを設けています。ラポータは、可能な場合にはいつでも、ビューロ、当該地域の国連CEFACTの代表団長、UNECE事務局および国連の他の地域経済委員会と調整しつつ、下記の使命を果すこととされています。

- UNECE事務局(公的連絡に責任を負う)の支援を受け、政府、政府間組織、関連の業界団体およびビジネスおよび貿易円滑化のための組織間において、国連CEFACTの利益と活動を促進する。
- 国連CEFACTの活動計画への専門家の参加を奨励し、標準、勧告、その他の成果物の履行・実用化を促進する。
- 担当地域における国連CEFACTの活動を調整する。

2013年6月にジュネーブで開催された第19回国連CEFACT総会にて、(一財)日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)の石垣充業務一部長がアジア・太平洋地域ラポータに選出され、上記使命に基づき国連CEFACT総会やAFAC総会等における活動を展開しています(任期2年)。

3.9 UNECE事務局

UNECE事務局は、総会およびビューロの事務局として国連CEFACT活動を支援するとともに、各国代表団長との連絡、通商委員会や欧州経済委員会執行委員会(EXCOM)など上部組織との連絡調整を行っています。また、UNECE事務局は、国連CEFACTの公式ホームページの運用管理および国連地点コード(UN/LOCODE)の管理も行っています。

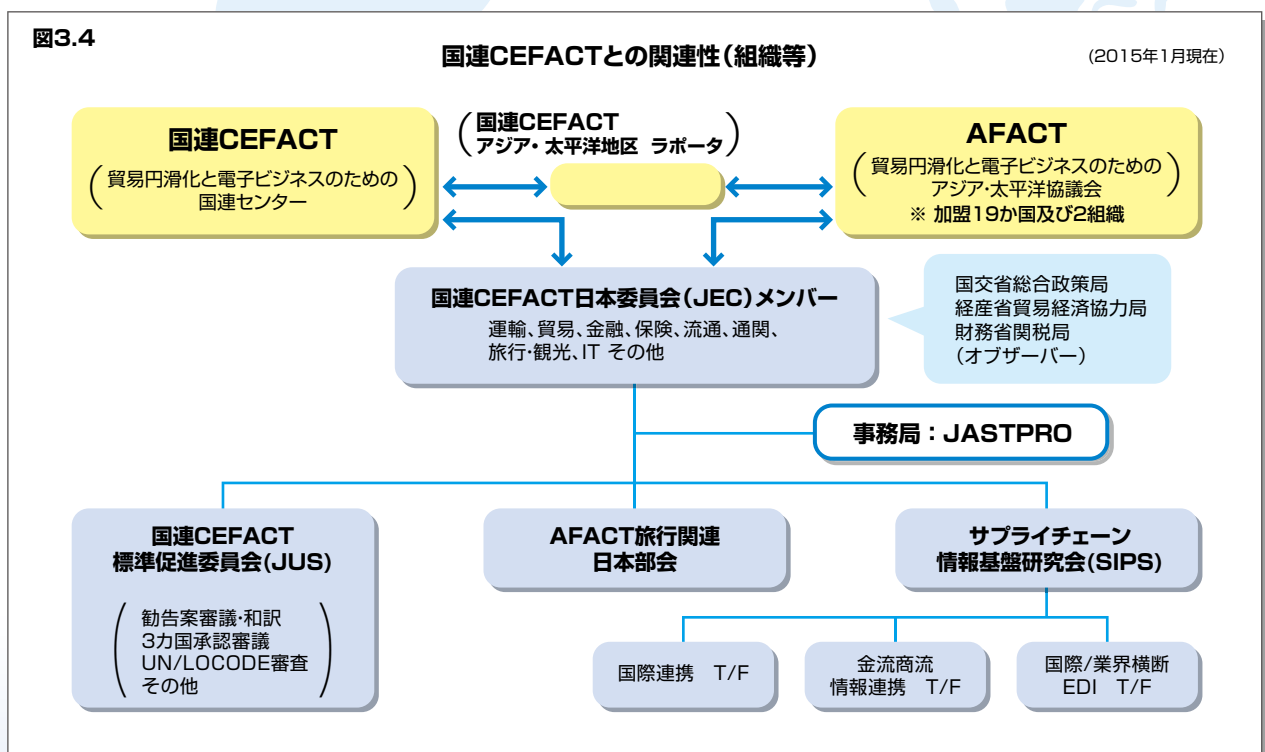


3.10 国連CEFACT日本委員会の活動

国連CEFACT日本委員会(JEC)は、1990年、我が国において国連CEFACTが開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として、関係業界団体、企業等により設立されました。本委員会は、総会(年1回)及び運営委員会(年2回程度)で構成され、それぞれ国連CEFACT総会に向けた審議、及び国連CEFACTが進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を行うべく活動を展開しています。本委員会の下に設置されています「国連CEFACT標準促進委員会(JUS)」は、我が国の国連CEFACT活動への参画方針等の検討、既定の各種コード、要件等の修正・追加等の申請に関する審査等の活動を行っています。また、「AFACCT旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会(略称SIPS)」も各々の活動を精力的に行っています。

3.11 AFACT: Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business (貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)の活動

AFACTは、アジア太平洋地域において、国連CEFACTが開発した貿易円滑化と電子ビジネスに関する国際標準等の普及を図るために活動している非営利、非政治的な任意団体で、JASTPROはAFACTの創設メンバーとしてAFACTの諸活動に積極的に参画しています。



4 国連CEFACTの勧告、標準等の開発に関するルール

国連CEFACTは、勧告、ガイドブック、教材(ツール)や各種標準を開発するにあたっては、その作業において透明性や公正性を保持して行う為に次のようなルールを定めて、ビューロおよび参加する全ての専門家がそれを遵守することを義務として運営しています。

4.1 公開開発手順

国連CEFACTの全ての上記成果物は、以下の7つの段階を経て公開されています。

第1ステップ: プロジェクト開始

新規プロジェクトの提案はいわゆる「三カ国ルール」によって少なくとも三カ国の代表団長の書面による支持が必要となります。プロジェクトには、国連CEFACTに登録されている専門家であれば誰でも参加できます。

第2ステップ: 要件の収集

第3ステップ: 草案起草

第4ステップ: パブリックレビュー

勧告および標準では国連CEFACTの公式ホームページに60日間掲載し、その間、専門家等から寄せられたコメントは記録公開されます。

第5ステップ: プロジェクト終了

勧告および標準ではビューロプログラム支援のグループにより品質検査が行われます。

第6ステップ: 正式公開

ビューロが承認した標準は、国連CEFACTの公式ホームページで公開されます。
勧告については、国連CEFACT総会における承認を経た上で公開されます。

第7ステップ: 保守



4.2 知財権方針

国連CEFACTの知財権方針では、国連の基本原則に従い、技術仕様について可能な限り幅広い採用を推進するために、使用料や制限を課されることなく導入・実用化できる仕様を発行しようと努めています。

このため、国連CEFACTのすべての参加者はプロジェクト作業において開発された技術仕様を導入・利用するため、必要となる知財権を行使する権利を放棄することが、上記の公開開発手順に従っての活動に参加する条件として要求されます。

4.3 無料公開

国連CEFACTにて開発された勧告、標準等は、以下の国連CEFACTの公式ホームページに掲載され、世界中の誰でもが無料で利用できます。

URL: <http://www.unece.org/cefact.html>



5

企画開発分野を支える基礎技術

下記は、国連CEFACTのビジネス標準の基盤となっている基礎技術の内、代表的なものを2つ選んで解説したものです。

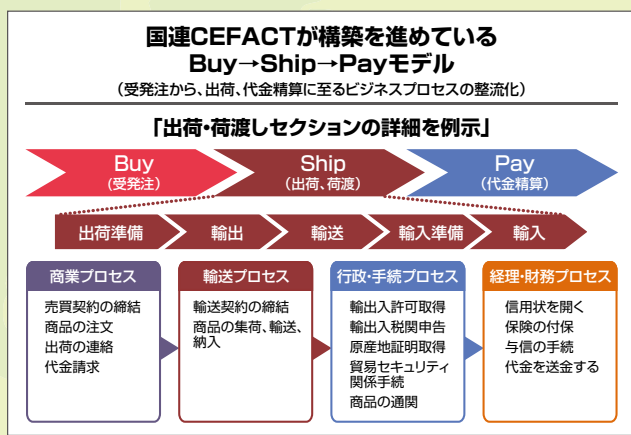
Buy-Ship-Payモデル

受発注から、出荷、代金精算に至る国際的ビジネスモデルの可視化・整流化

売り手や買い手としての貿易関係者は、発注の時点から代金の精算が行われるまでの間に、コストを増大させる煩雑なビジネスプロセスや、手続きに費やされるコストに直面しています。

輸出入者が直面しなければならない数々の公的手続きやその要件は、貿易取引の時間とコストを増大し、企業(特に中小企業)の国際市場への参入を妨げることがしばしばあります。

国連CEFACTは、貿易の円滑化の為、「受発注-出荷-荷渡-代金精算」サイクル全体を通じてこのような制約に対処し、貿易が企業および政府の両者にとって可能な限り簡素で効率的になるように開発を進めています。



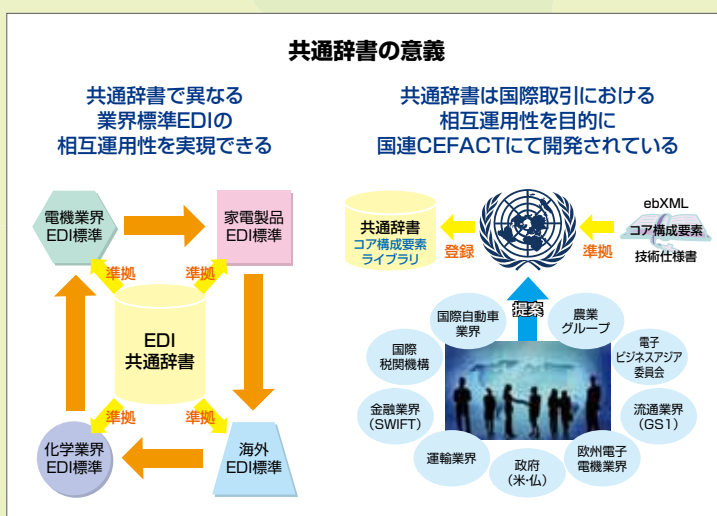
コア構成要素ライブラリ

(Core Component Library : 共通データ辞書)

国連CEFACTが開発を進めている「Buy-Ship-Pay」モデルは、交換すべきデータ要素を特定し、異なるビジネスプロセス間での整合作業を行い、次に、コア構成要素ライブラリと呼ばれる「共通辞書」への記載項目を決定します。

この「共通辞書」は、XMLスキーマ(スキーマ：XMLの構造定義、データの種類や大きさ、他のデータとの関連など定義した仕様や設計を指す)によって、業種間・国際間で、多くの企業や標準団体が協力して作り上げている電子的データ交換(EDI)に用いられるデータ項目の整合のためのものです。

それぞれの企業グループや業界が、この共通辞書に則ってEDI標準を定義すれば、業界や国を跨っても、誤解の無いデータ解釈による企業間情報連携が実現します。また、少なくとも個別業界標準を共通辞書に登録されている標準データと対応付けする(マッピングする)ことができれば、異なる業界標準間でのデータ交換の相互運用性を最小のコストで確保することができます。





UNITED NATIONS

6

国連CEFACT活動の成果物

国連CEFACTがこれまで公開・提供してきた規範、勧告、標準等は世界中で活用されています。その一部事例を紹介します。

6.1 国連地点コード(UN/LOCODE)

貿易取引に関わる世界各国の貿易の拠点となる港や空港等の地点について、国連CEFACTにてUN/LOCODEの申請を受け付け、附番の上、一括公開されています。

6.2 貿易円滑化導入ガイド

貿易円滑化に関わる多様な情報を効率的に検索できるツールが以下のとおり、英語版、フランス語版、ロシア語版、スペイン語版(近々、アラビア語版も)として公開・提供されています。

また、世界貿易機関(WTO)とのリンクにより貿易円滑化協定と関係する資料をも理解できるようになっています。

URL: <http://tfig.unece.org/>



6.3 その他 各国での主要な活用事例

各国での主要な活用事例	
	活 用 事 例
米国国防省防衛調達管理局	防衛契約順守報告および化学物質等安全データシート(MSDS)のデータ伝送（後者は、危険物の輸送において使用されています）
カナダ政府	航空貨物のセキュリティ強化対策
フランス政府	電子公文書庫収蔵の為にデジタル記録の転送、および政府の公的調達の電子化（すべて現在開発中） 蓄牛の生産記録情報のEDI 鮮魚のトレーサビリティのための情報EDI
オーストラリア政府、 カナダ政府、フランス政府 およびニュージーランド政府	農産物検疫証明書の電子的交換
世界貿易機関(WTO) 貿易円滑化交渉担当官	特に書式統一・整合化とシングルウィンドウに関する基準および勧告事項の例として使用
GS1	全電子取引メッセージへの適用（約11万社が実施済み）
国際保険業	保険付保手続および保険金請求の電子化
欧州ガス業界および電力業界	EDIFACTによるEDI
日本政府	公共工事および一般調達の電子入札 動物検疫所による動物検疫証明書の電子的情報交換（対オーストラリアのみ）
日本の観光産業	小規模宿泊施設の情報提供の電子化
輸出入・港湾関連 情報処理センター（日本）	EDIFACTによるEDI（独自フォーマットとの併用） 国連地点コード（UN/LOCODE）
欧州の域内の海運業界	欧州域内近海海上輸送に関わるXMLによるEDI
先進国および発展途上国の 両方の数多くの政府	勧告第33号（シングルウィンドウの設置に関する勧告とガイドライン）
欧州連合（EU）	PEPPOL（公共調達の電子化プロジェクト）



UNITED NATIONS

資料 国連CEFACTが開発した欧州経済委員会勧告一覧

JASTPROは以下の勧告について原文及び和訳をホームページにて掲載しておりますのでご活用ください。 URL: http://www.jastpro.org/un/cefact_transport.html

勧告番号	名前	Name	DocNo	発行年月
1	貿易書類のための 国連レイアウトキー	United Nations Layout Key for Trade Documents	TRADE/WP.4/137	March, 1981
2	貿易書類のための 国連統一レイアウトキー ：適用指針勧告1号への参考付属書	UNLK for Trade Documents-Guide for Application Informative Annex to Rec.No.1	ECE/TRADE/270 (2002)	March, 1981
3	ISO国名コード (ISO 3166)	ISO Country Code For Representation of Names of Countries	ECE/TRADE/201	January, 1996
4	各国貿易手続簡易化機関	National Trade Facilitation Body	ECE/TRADE/242 (現在改訂作業中)	2001
5	インコタームズ：貿易条件略号	Abbreviations of INCOTERMS; Alphabetic code for Incoterms 2000	TRADE/CEFACT/ 2000/10	March, 2000
6	貿易のための統一インボイス レイアウトキー(第2版)	Aligned Invoice Layout Key for International Trade	ECE/TRADE/148	September, 1983
7	日付・時間・期間の数字表記法 (ISO 8601)	Numerical Representation of Dates, Time and Periods of time	TRADE/WP.4/INF/ 108;	October, 1988
8	単一識別コード	Unique Identification Code Methodology (UNIC)	TRADE/WP.4/INF/ 119;	January, 1992
9	通過表示のための英字コード (ISO 4217)	Alphabetic Code for the Representation of Currencies	ECE/TRADE/202	January, 1996
10	船名コード	Codes for Ships' Names	TRADE/WP.4/INF. 52;T	February, 1978
11	危険物の国際輸送書類の問題	Documentary Aspects of the International Transport of Dangerous Goods	ECE/TRADE/204	January, 1996
12	海上運送書類手続簡易化策	Measures to Facilitate Maritime Transport Documents Procedures	TRADE/WP.4/INF. 123	June, 1993
13	輸入通関手続上の法律問題の 簡易化	Facilitation of Identified Legal Problems in Import Clearance Procedures	TRADE/WP.4/INF. 62;T	March, 1979
14	貿易書類の認証	Authentication of Trade Documents	ECE/TRADE/C/ CEFACT/2014/6	January, 2014
15	簡易化荷印(第2版)	Simpler Shipping Marks	TRADE/WP.4/INF. 119	May, 1992
16	港・地名コード	LOCODE-Codes for Ports and Other Locations	ECE/TRADE/205	January, 1996

勧告番号	名 前	Name	DocNo	発行年月
17	支払条件の略号	PAYTERMS: Abbreviations for Terms of Payment	ECE/TRADE/142	March, 1982
18	貿易手続簡易化方策(第2版)	Facilitation Measures related to International Trade Procedures	TRADE/CEFACT/2001/	March, 2001
19	輸送モードコード	Code for Modes of Transport	TRADE/CEFACT/2001/	March, 2001
20	貿易に使用される数量単位コード	Codes for Units of Measurement used in International Trade	CEFACT/ICG/2004/ICO/	October, 2004
21	船客、貨物形態／荷姿／包装材料コード	Codes for Passengers, Types of Cargo, Packages and Packing Materials with Complementary Codes for Package Names	ECE/TRADE/309	May, 2002
22	標準輸送指図書のためのレイアウトキー	Layout Key for Standard Consignment Instructions	ECE/TRADE/198	March, 1989
23	輸送費諸掛コード	Freight Cost Code	ECE/TRADE/170	March, 1990
24	輸送ステータスコードの統一	Harmonization of Transport Status Codes	CEFACT/ICG/2004/ICO/	July, 2004
25	UN/EDIFACTの使用	Use of the UN/EDIFACT	TRADE/WP.4/R.1079/R	March, 1995
26	電子データ交換に関する交換協定書の商的使用	The Commercial Use of Interchange Agreements for Electronic Data Interchange	TRADE/WP.4/R.1133/R	March, 1995
27	船積前検査の廃止	Pre-Shipment Inspection	ECE/TRADE/237	June, 1999
28	輸送手段のタイプコード	Codes for Types of Means of Transport	CEFACT/2002/CD104	22 June, 2002
31	電子商取引協定書	Electronic Commerce Agreement	ECE/TRADE/257	May, 2000
32	電子商取引のための行動規範	E-Commerce Self-Regulatory Instruments (Codes of Conduct)	TRADE/CEFACT/2001	March, 2001
33	シングルウィンドウの設置に関する勧告とガイドライン	Recommendation and Guidelines on Establishing a Single Window	ECE/TRADE/352	October, 2004
34	シングルウィンドウのデータ整合化に関する勧告とガイドライン	Recommendation and Guidelines on Single Window Data Harmonization	ECE/TRADE/400	December, 2010
35	国際貿易におけるシングルウィンドウのための法的枠組み	Legal Framework for International Trade Single Window	ECE/TRADE/401	December, 2010
36	シングルウィンドウの相互運用性	Single Window Interoperability	貿易および運輸円滑化PDAが開発中	
40	協議へのアプローチ 貿易円滑化事項に関わる貿易関係業界と政府との協議におけるベストプラクティス	Consultation Approach	ECE/TRADE/C/CEFACT/2015/9	December, 2014(予定)



発行所 一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会
(ジャストプロ)

東京都中央区八丁堀2丁目29番11号 八重洲第五長岡ビル4階
電話 (03)3555-6031(代)

禁無断転載

2015年1月
JASTPRO刊 14-11